

# 今冬の節電に向けた余市町の「集中対策」について(余市町節電プラン)

## 1 基本的な考え方

今冬における電力の全国レベルでの安定供給確保については、国からの節電要請は見送られましたが、安定的な電力需給の確保に向け、節電は欠かせない取組みとなっております。

北海道電力からは「無理のない範囲での節電への協力」となっていることなどから、余市町(以下「町」という。)では、町民に対し、広く節電の取組みを呼びかけるとともに、町自身も一事業所として集中対策に取り組むこととする。

## 2 期 間

平成30年12月1日(土)から平成31年3月31日(日)

## 3 対 象

町が所有・管理する建物、機械・設備等、すべてを対象に実施する。ただし、業務や健康に支障をきたす恐れがある場合は除く。

## 4 節電に係る具体的取組

### ① 照明に係る節電

- ・執務室の照明を業務や健康に支障のない範囲で減灯する。
- ・残業時は、最小限のブロックで照明を点灯する。

### ② OA機器、その他の機器類に係る節電

- ・1時間以上離席する場合は、業務に支障のないパソコンの電源を切る。
- ・データ等の集約化により、サーバーの稼働台数を削減する。
- ・待機電力削減のため、使用していない電気製品はコンセントから外す。
- ・残業時に使用できるコピー機は1階については民生部フロア1台、2階については環境対策課前1台とし、他は使用中止とする。

### ③ 電気製品の導入・更新

- ・電力消費量増となる機器の新たな導入については、集中対策期間中は極力見合わせ、省電力化が図られる機器の更新については積極的に実施する。

### ④ 電力消費量のピークカット

- ・ポンプなどの動力系電力などで、日中の電力需要の多い時間帯から夜間の電力需要の少ない時間帯にシフト可能なものは速やかに切り替える。

### ⑤ その他

- ・勤務時間終了後、早めの帰宅を心がける。
- ・緊急時を除き、期間内における毎週金曜日をノー残業デーとし、午後5時30分には執務室の照明を消灯し、OA機器についても電源を切る(サーバーも電源を切る)。

## 5 目 標

平成22年度の12月から翌年3月における最大需要電力実績に対し、6%以上の削減を目指して取り組むものとする。

## 6 その他

これまで実施してきた始業前・昼休み時間の消灯、蛍光灯の間引き、トイレや会議室の未使用時の消灯の徹底などについてはこれまで通り継続実施する。

各課においては、節電の担当者を定め、プランの実行に向けた取組みを行う。

来庁者に対しては、節電中であることを庁内掲示により周知します。

※本件に関する問い合わせは、余市町総務部総務課総務グループへ(TEL21-2111)